

事 務 連 絡  
令和 6 年 9 月 30 日

都道府県水道行政担当課長 殿  
(各地方整備局等経由)

国土交通省水管理・国土保全局  
水道事業課課長補佐

### 水道施設の耐震指針の適用について

令和 6 年能登半島地震では、水道施設において、浄水場や配水池、導・送水管等の基幹施設に破損が生じるなど、多くの被害を受けました。一方、耐震化実施済みの施設では概ね機能が確保されており、「水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版」((公社)日本水道協会)における現行の耐震設計の考え方が有効であることが確認されました。

今後の水道施設の耐震化にあっても、下記の通り、同指針を準拠して適切な対応を図ってください。都道府県におかれましては、貴管内の水道事業者等に対して、この旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

### 記

1. 水道施設の新設における耐震設計および既存施設の耐震化にあたっては、「水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版」(公益社団法人 日本水道協会)を適用すること。なお、既存施設については、個別の施設・管路を対象に耐震診断を行い、必要に応じて耐震工法等を検討して整備を行うこと。
2. 水道施設は、設計地震動のレベルおよび施設の重要度に応じて、地震時にそれぞれの水道施設が保持すべき要求性能を確保できるように設計すること。なお、管路の管種・継手については、地盤特性にかかわらず管路が備えるべき耐震性能を満たすよう選定すること。
3. 水道施設が保持すべき要求性能については、「水道施設の技術的基準を定める省令」第 1 条第 7 号イ及びロに規定する基準に適合すること。